公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会



第84号

発 行 (公社)滋賀県生活環境事業協会

栗東市上砥山232番地 滋賀県工業技術総合センター別館1階 電話(077)535-9210 FAX(077)535-9214 E-mail:info@s-seikan.or.jp URL: https://www.s-seikan.or.jp

発行日 令和4年7月11日



令和4年度定時総会を開催



すべての議案が原案どおり可決承認されました



去る5月24日(火)に令和4年度定時総会を草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)に おいて開催しました。

定時総会は、当協会の安田全男会長の挨拶に続いて、ご臨席を賜りました滋賀県知事公室長中嶋毅様から三日月大造滋賀県知事のご祝辞をご披露いただいたのち、議長に当協会副会長の長谷川伸夫氏を選出して議事に入りました。

議事では、まず令和3年度事業報告、収支決算について承認され、令和4年度事業計画、収支予算を報告し了承されました。続いて中井清氏、市田重宏氏、曽我慎一郎氏が特別会員として承認されました。

また、役員の補充選任において4名の方が理事として選任されました。

なお、当日の定時総会出席者は76名(委任状によるものを含む。)でした。



挨拶

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会長 安田 全 男

本日は、コロナ対応により人数を制限させていただく中で、令和4年度定時総会を開催いたしましたところ、滋賀県知事公室長の中嶋毅様はじめ、県の皆様のご臨席を賜り誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。また、北川光明顧問様はじめ長谷川副会長様、副会長、理事、監事そして会員の皆様には、公私ご多用のところご出席を賜り誠にありがとうございます。当協会に対する皆様のご支援ご協力に衷心より感謝を申し上げます。

さて、改正浄化槽法により、浄化槽台帳の整備が本県においては市町に義務付けられたところでございます。ピーク時には、6万基を超える設置浄化槽がございましたが今や約3万基と半減しており、そのうちの約8千基が保守点検、清掃、法定検査のいずれも未実施の未管理浄化槽となっており、残る2万2千基のうち約8千基が法定検査未実施となってございます。こうした問題の根本解決に向けて環境省が改正浄化槽法の施行にあたり向こう3年間で浄化槽台帳を整備する方針をお示しになったところであり、令和4年度がその3年目にあたります。県におかれましては令和3年度に法定協議会を設立し循環社会推進課長が会長に就任いただき浄化槽台帳整備に向けたロードマップを市町や当協会、関係者間において共有したところでございます。今後は、台帳整備の取り組みの進捗管理が求められ、当協会はもちろんのこと会員皆様のご理解とご協力のもと積極的な台帳の整備促進が図られる結果、未管理浄化槽の特定を行い未管理浄化槽管理者に対する市町行政の法に基づく行政指導を強く求めて参りたいと思います。

一方、世界に目を向けますと緊迫する国際情勢やコロナ感染症などに起因する経済状況のさらなる悪化に伴い、浄化槽業界を取り巻く経営環境も一層不透明感を強めております。しかし、こうした時こそ、これまでの業績をしっかり把握評価したうえで、来年度の事業計画や事業予算を立案することが何より重要であると考えます。

そこで本日は、昨年度の事業報告および収支決算をお諮りするとともに、令和4年度の確かな事業計画および新年度予算をご説明させていただきたいと存じます。

さらに本日は特別会員の承認及び役員の補充選任といった人事案件もお諮りさせていただく予定です。

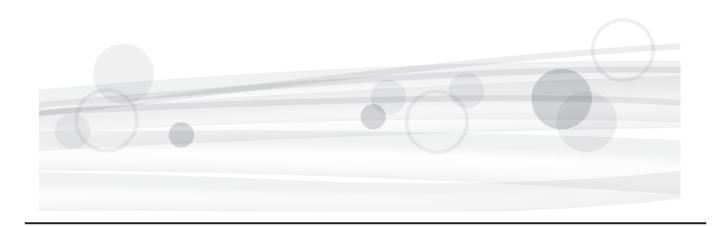
また、来るべき令和 8 年度の当協会 50 周年記念などを念頭に、「特定費用準備資金積立」の 開始や、当協会の新たな表彰規程についてもこのあとご説明いたしたいと存じております。

なお、前の理事会でご報告させていただきました通り、滋賀県工業技術総合センター別館への事 務所移転につきましては、6月27日から新事務所において営業を開始させていただきます。

駐車場も充実しておりご利用者のお車での利便性は一層高まることと期待いたしております。

盛りだくさんの内容となっておりますが、コロナ感染症対策上も、短時間の集中審議を通じての 皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に令和4年度におきましても会員皆様の多大なご理解ご支援の下に、公益社団法人としての 社会的責任を果たして参れますようお願い申し上げ、冒頭の御礼のご挨拶とさせていただきます。 本日は何卒よろしくお願い申し上げます。





祝辞

滋賀県知事

三日月 大造

令和4年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定時総会の開会にあたりまして、一言お祝いを 申し上げます。

皆様には平素より本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により県民生活に大きな変化が生じている中、生活環境 の確保に不可欠な業務を行うエッセンシャルワーカーとして御尽力いただいている貴協会の皆様に 敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

さて、本県では、昨年7月に「びわ湖の日」制定から40周年を迎え、美しい琵琶湖を未来に引き継ごうと、さまざまな主体とともに「マザーレイクゴールズ (MLGs)」をつくったところです。このマザーレイクゴールズ『MLGs』は、2030年に環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環をつくるため、琵琶湖を切り口に13のゴール、目標を設定いたしました。

この『MLGs』の目標の一つである「清らかさを感じる水に」を達成するためには、優れた浄化性能を有する浄化槽の果たす役割が非常に大きいと考えております。浄化槽の汚水処理能力を発揮させるためには、日ごろの保守点検や清掃、法定検査の実施等の適正な維持管理が必要であり、これらの業務を担う貴協会の皆様には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月の浄化槽法の改正を受け、県では条例を改正し浄化槽管理士の知識や技術向上を図るための研修の受講を義務付けるとともに、研修の実施事業者として貴協会を認定いたしました。 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当初の研修計画は延期となりましたが、6月の開催に 向けて準備を進めていただいております。

また、浄化槽台帳の整備をはじめ、浄化槽の維持管理、法定検査の推進を図るため、平成30年 度に貴協会、県、市町および業界団体の四者で協議会を設立し、令和3年5月には法定協議会に移 行し、「滋賀県浄化槽適正処理促進協議会」を設置したところですが、貴協会におかれましては、 当協議会の中心的な役割を担っていただいているところです。

今後とも貴協会には浄化槽行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、さらなる御活躍を祈念いたしまして、令和4年度定時総会のお祝いの言葉といたします。

安田全男様に花束が贈呈されました





【安田全男様と長谷川副会長】

議事終了後、ご退任された安田全男様に長谷川副会長から会員及び役職員を 代表して花束が贈呈されました。

5年間にわたり協会の発展にご尽力頂きましたことに感謝申し上げますとと もに、健康にご留意頂き今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。



協会役員、各委員会委員が決定されました

定時総会終了後に開催された第37回理事会において「会長の選定」「委員会の構成および正副 委員長の選出」等について審議され、以下のとおり決定されました。

【役員等名簿】

副会長の大力 長谷川伸夫宮下政之の上が、 の常務理事理事の 八田浩治市田重宏的	NAC TOTAL	
ク	会 長 (会長職務代行者) 副 会 長 (会長職務代行者) 郡 等 事	 長谷川 伸 夫 宮 下 政 之 小 山 浩 六 田 重 重 強
顧問北川光明喜多嘉和㈱	,	

【部会理事名簿】

製造部会	部 会 長 副部会長	宮 下 政 之 アムズ(株) 藤 田 賢 治 フジクリーン工業(株)
		加藤克彦大栄産業㈱
工事部会	部 会 長 副部会長	長谷川 伸 夫 滋賀フジクリーン㈱ 北 川 守 北川産業㈱
	田川八八八	矢 野 弘 己 株コテラ
維持管理部会	部会長	小 山 浩 (株)水口テクノス
	副部会長	鈴 木 正 ㈱日吉 田 中 将 和 ㈱ハウステクノ関ヶ原

【委員会委員名簿】

総務委員会

ク 小 山 浩 (株)水口テクノス ク 鈴 木 正 (株)日吉	委員	北 川 守 小 山 浩	滋賀フジクリーン(株) フジクリーン工業(株) 北川産業(株) (株)水口テクノス (株)日志
---	----	-------------	---

技術委員会

委員長	鈴	木		正	㈱日吉
副委員長	加	藤	克	彦	大栄産業㈱
委 員	藤	田	賢	治	フジクリーン工業㈱
"	北	Ш		守	北川産業㈱
"	矢	野	弘	己	(株)コテラ
"	田	中	将	和	(株)ハウステクノ関ヶ原

法定検査運営委員会

委員長 副委員長	市 田 重 宏 曽 我 慎一郎	滋賀県循環社会推進課 滋賀県建築課建築指導室
委 員	宮 下 政 之	アムズ(株)
"	長谷川 伸 夫	滋賀フジクリーン㈱
"	小 山 浩	㈱水口テクノス



就任にあたって

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会 会長中井 清

去る5月24日に開催されました令和4年度定時総会および第37回理事会で選任いただき、安田 全男会長の後を受け会長を務めさせていただくことになりました。

当協会は、設立から46年にわたり、浄化槽の検査を中核事業として進め、本県の公共用水域の水質保全ならびに生活環境・公衆衛生の向上に貢献されてきております。歴史と実績のある本協会で仕事をさせていただけることに身の引き締まる思いであり、協会事業を今後も着実に進めるよう力を尽くしてまいりますので、関係各位の皆さまのご理解とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

滋賀県は、琵琶湖を中心に周囲を豊かな自然環境に恵まれ、また、地理的条件を活かして古くから交通の要衝として栄え、内陸工業県さらには京阪神・中京地区への通勤県などとして発展しています。この素晴らしい琵琶湖とその周囲の水環境を次代に引き継ぐため、県民の皆さんをはじめ関係者の方々の取り組みにより、本県の令和2年度末における汚水処理人口普及率は全国2位の99.0%となりました。

生活排水処理対策は下水道を中心に進められ、浄化槽が下水道に切り替えられてきたこともあり、同時点の処理の内訳は、下水道 92.5%、浄化槽 2.4%であり、浄化槽の設置基数が年々減少している状況にあります。しかしながら、浄化槽には下水道と同等の処理性能があり、低額で設置でき、さらに地震に強いなどといった特長があり、下水道が整備されない地域や災害時の避難所への設置など安定した生活基盤を築いていくうえでその役割は高まるものと考えます。

また、浄化槽の本来の機能を発揮させるため、浄化槽法で義務づけられている保守点検・清掃・法定検査の受検といった維持管理が適正に実施される必要があります。これらが未実施の浄化槽の解消に向けて、当協会は浄化槽法に基づく県内唯一の指定検査機関として、県や市町、関係団体、事業者の皆さんと協力し取り組んでまいります。

今後も、私ども協会の役割を果たしていくため、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、 なお一層のご指導ご支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。

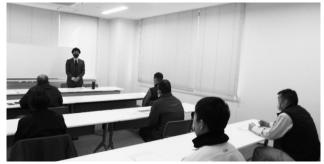
指定採水員指定講習会を開催しました

平成21年度から実施している効率化11条検査の一次検査を担う指定採水員の指定講習会を令和4年3月2日(水)、3日(木)の両日、草津市立市民総合交流センターにおいて開催しました。

本講習会には新たに採水員の指定を受けようとする受講者を含めて両日で23名の受講がありました。

講習会受講修了者から指定採水員指定申請書の提出を受けて、指定採水員指定書及び身分証明書を発行しました。





【指定採水員指定講習会の様子】

令和4年度浄化槽関係市町担当者研修会を開催しました

令和4年6月16日(木)に県内市町の浄化槽関係事務を担う職員を対象に研修会を開催しました。 当日は14市町から16名の参加があり、県循環社会推進課からは、「浄化槽法の概要と浄化槽事務 について」、また協会からは「浄化槽の基礎知識、法定検査と維持管理、効率化11条検査につい て」資料に基づいて説明し、日頃の業務に活用いただけるよう研鑽を深めました。

研修会の冒頭、当協会の八田事務局長から「令和元年6月に浄化槽法の一部改正法が成立し令和2年4月から施行された。その主な改正点として、休止浄化槽の取扱い、浄化槽台帳の整備、協議会の設置などが盛り込まれている。特に申し上げたいのは浄化槽台帳の整備であり令和4年度末までに完了させることになる。本県においては、今回の法改正以前から県・市町・業界・指定検査機関の関係四者からなる任意協議会を設置し、浄化槽を巡る諸課題の解消に向けて検討を重ねてきた。昨年の5月26日にこれまでの任意協議会から、浄化槽法に基づく法定の協議会に引き継ぐかたちで滋賀県浄化槽適正処理促進協議会が発足され、去る3月24日には、第2回の法定協議会が開催された。今後とも、浄化槽台帳整備ロードマップに沿って計画的、そして確実に進めていく必要がある。」とのあいさつがありました。



【令和 4 年度浄化槽関係市町担当者研修会の様子】

令和 4 年度滋賀県浄化槽管理士研修を開催しました

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内(3年間)に1回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。当協会が研修実施事業者として、令和4年度の浄化槽管理士研修を令和4年6月7日(火)に草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)において開催しました。次回の「滋賀県浄化槽管理士研修」は令和5年1月に開催する予定です。詳細は決まり次第ホームページ等でご案内します。



【令和4年度滋賀県浄化槽管理士研修の様子】

全浄連 第10回定時総会が開催されました

一般社団法人全国浄化槽団体連合会の第10回定時総会が去る6月24日(金)に東京都新宿区のホテルグランドヒル市ヶ谷において開催され、2021年度事業報告書・収支決算が承認されるとともに、役員(理事)の選任が行われました。

また、2021年度公益目的支出計画実施報告書や2022年度事業計画・収支予算が報告されました。なお、2022年度全浄連スローガンや総会決議もあわせて承認されました。

《2022年度 全浄連スローガン》

「水環境を守ろう 単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換」

髙村隆様が全浄連会長顕彰状を受賞されました

当協会監事で有限会社湖東衛生社代表取締役の髙村隆様が環境大臣表彰受賞者を対象とする全 浄連会長顕彰状を受賞されました。

これまでのご功績を讃えますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【受賞された髙村隆様】



【顕彰状】

滋賀県浄化槽機能保証制度実施要綱等が改正されました

「一般社団法人全国浄化槽団体連合会」の浄化槽機能保証制度規約と同施行規則の改正に伴い、この保証制度の実施に際して必要な事項を定めている滋賀県浄化槽機能保証制度実施要綱及び滋賀県地方保証制度審査委員会運営要領の一部が改正されました。改正の内容は次のとおりです。

- ① 保証申立の際に協会の事前審査等の費用として保証登録工事業者等は、保証申立1件につき3,000円を負担する
- ② 地方審査委員会開催の際に審査費用として保証登録工事業者等は、保証申立1件につき 35,000円を負担する
- ③ 修補料は、保証登録工事業者等に支払う

保証登録料は、これまでどおり浄化槽1基につき800円で変わりません。また、滋賀県地方保証制度審査委員会は委員5名で構成するものとし、いずれも施行は令和4年4月1日からです。

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会表彰規程が設けられました

当協会の会員又は会員の従業員の方について、多年にわたり浄化槽関連事業に従事し、その功績が特に顕著である方を表彰し、一層の生活環境の保全と向上に寄与されることを目的に表彰規程が設けられました。被表彰者の推薦については、追って当協会から会員様にご案内します。

令和 4 年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業が実施されています

温室効果ガス排出量の削減を目指して平成29年度より環境省が実施していました省エネ型浄化槽システム導入推進事業に代わり、今年度から「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」が実施されています。

これは、中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、蓄電池等)の導入を行うことにより、大幅なCO2削減を図る事業を支援するもので、当協会が交付申請書の受付等の業務を行っております。

申請の予定がある場合は、事前に当協会までご連絡ください。

公募は令和4年11月30日(水)17時必着となっていますのでご注意ください。

全国浄化槽技術研究集会が開催されます

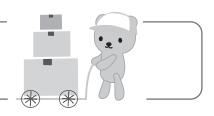
「浄化槽の日」関連行事の一環として公益財団法人日本環境整備教育センター主催の第36回全国浄化槽技術研究集会が10月18日(火)~19日(水)に愛媛県松山市で開催されます。

協会事務所の夏季休業のお知らせ

8月15日(月)~17日(水)の間、夏季休業のため、業務を休ませていただきます。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。



公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の事務所移転のお知らせ



協会事務所は下記のとおり移転しました。

- 1 移転日 令和4年6月27日(月)から新所在地にて業務を開始しています。
- 2 新所在地 〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地 滋賀県工業技術総合センター別館1階
- 3 電話・FAX番号は、次のとおり変更となっていますのでご注意ください。

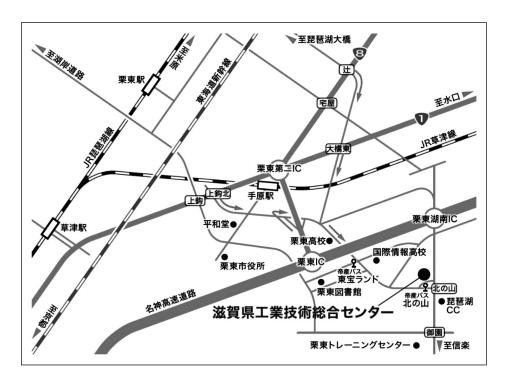
新電話番号 077-535-9210

077-535-9211

新FAX番号 077-535-9214

4 当協会のメールアドレスは、変更ありません。

E-mail: info@s-seikan.or.jp



滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地

滋賀県工業技術総合センター別館1階

TEL 077-535-9210 / 077-535-9211

FAX 077-535-9214

